

カトリック教会 上大岡共同墓地のご案内



カトリック磯子教会
共同墓地管理委員会

【共同墓地所在地】

横浜市港南区上大岡東 3-8 上大岡墓地内

最寄駅 京浜急行 上大岡駅から上り坂徒歩 15 分（上り）

駐車場 有

【管理会社連絡先】

株式会社 佐々木石材店

〒233-0001 神奈川県横浜市港南区上大岡東 1-25-1

TEL 045-842-0694

FAX 045-844-1080



汐見台から向かって、笹掘の交差点の 1 本手前（接骨院のオレンジの看板）を左折。道なりに山を登りきったところに駐車場があります。

【共同墓地の目的】

4つの教会の信徒が1つの共同体、1つの家族として永眠できる安らぎの場となることを目的としています。

【申し込める人】

1. 磯子・港南・保土ヶ谷・二俣川いずれかの教会に所属する信徒。
2. いずれかの教会に縁があり、この共同墓地に埋葬されたいと希望する人。

【納骨までの手続き】

これから納骨される場合と改葬される場合では手続きが異なります。

これから納骨される場合（生前予約・お手元に遺骨をお持ちの方も含む）

1. この案内およびカトリック4教会共同墓地管理使用規則に沿って十分な説明を受けた後に、使用を希望する場合は「共同墓地申込書」または「共同墓地申込書（生前予約）」に記入・署名・捺印の上お申し込み下さい。
なお、生前予約以外の場合は「埋葬許可証」または「火葬許可証」（骨壺に添付されています）を必ず申込書に添えてお申込下さい。
2. 管理委員会で使用が認められれば、「共同墓地埋葬承認書」または「共同墓地埋葬承認書（生前予約）」を発行いたします。その際に、ご遺骨1体につき、永代使用料 **100,000** 円をお支払い下さい。口座振り込みでも結構です。
なお、管理料は4教会の墓地会計で負担をしますので、個人の管理料負担はありません。

※振り込み銀行口座

横浜銀行 磯子支店（店番号341）

普通預金 6015365

宗教法人カトリック横浜司教区

カトリック磯子教会 代表 飯野 雅彦

3. 納骨の日取りを決めます。

この際、記載済みの「字彫り注文書」を提出してください。

控えは、刻字を確認するまで、大切に保管してください。

なお、生前予約の方は、「埋葬許可証」または「火葬許可証」（骨壺に添付されています）をこの時、必ず申込書に添えてお申込下さい。

4. 納骨当日、準備していただくもの

①ご遺骨（骨壺の大きさは直径 **21cm**、高さ **30cm** 以下）

②管理会社への支払い

・埋葬料：**35,000** 円

・刻字料：**40,000** 円

・入替料：規定よりも大きい骨壺の場合は管理会社が骨壺を入れ替えますので、別途 **7,000** 円必要となります。

納骨の当日、直接現金でお支払いください。

③お写真（あってもなくても、どちらでもかまいません）

④お花（管理会社でも販売しています。お水だけ必要な人は、お水代 **100** 円がかかります）

他の墓地や納骨堂から改葬される場合

1. この案内およびカトリック4教会共同墓地管理使用規則に沿って十分な説明を受けた後に、使用を希望される場合は、現在納骨されている墓地或いは納骨堂から「納骨（収蔵）証明書」または「火葬許可証」をもらってください。

2. 「納骨（収蔵）証明書」または「火葬許可証」をもらった後、「共同墓地申込書」に記入・署名・捺印の上、「納骨（収蔵）証明書」を添えてお申し込みください。

3. 管理委員会で使用が認められれば、「共同墓地埋葬承認書」を発行いたします。その際に、永代使用料 **100,000** 円をお支払いください。口座振り込みも可能です。なお、管理料は **4** 教会の墓地会計で負担をしますので、個人の管理料負担はありません。（振込口座は、前記のとおり）

4. 書類「納骨（収蔵）証明書」または「火葬許可証」、「埋葬許可証」、「共同墓地埋葬承認書」を添えて市区町村の役所に改葬許可申請書を提出し、「改葬許可証」を受け取って下さい。
5. 遺骨の返還手続きをして、現在納骨されている墓地或いは納骨堂から遺骨を受け取ります。
6. 「改葬許可書」を提出して下さい。
7. 納骨の日取りを決めます。
この際、記載済みの「字彫り注文書」を提出してください。
控えは、刻字を確認するまで、大切に保管してください。
8. 納骨の当日、準備していただくもの
「これから納骨される場合」と同じです。

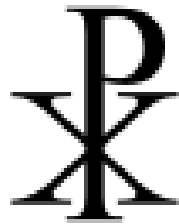
埋葬時から散骨の場合

上記の、「これから納骨される場合」または「他の墓地や納骨堂から改葬される場合」と同様の手続きをおとり下さい。
永代使用料、振り込み銀行口座、管理会社への埋葬料、刻字料は全く同じとなります。

【重要注意事項】

1. 埋葬慰霊式、慰霊追悼の祭儀等は、全てカトリック教会の典礼と習慣に従って行って下さい。
2. もし、納骨棚が一杯になった場合にはご遺族に連絡を取り、埋葬時期の早いご遺骨から散骨することになります。何卒、ご寛容下さい。
なお、初めから散骨される場合も、納骨時と同様に使用料 **100,000** 円、埋葬料 **35,000** 円、刻字料 **40,000** 円が必要となります。
3. 共同墓地から他の墓地への改葬は、散骨前なら可能です。
改葬申込書をご提出下さい。改葬に伴う費用 **20,000** 円を管理会社にお支払い下さい。
4. カロート内で遺骨の位置を希望することは出来ません。
4 教会の信徒みんなが **1** つの家族ですので、夫婦や世帯ごとに場所を確保することは出来ません。
5. 生前予約した人は、承認後に名義を変更することはできません。
共同墓地への埋葬を希望されなくなられたときには、速やかにご連絡下さい。その時には、すでに納められた使用料の返還をいたします。
6. 共同墓地申込書の内容変更が生じたときは（住所・電話番号等の変更）ご連絡下さい。
7. 墓碑には、霊名・氏名・没年月日・没年令が刻まれます。埋葬順、同時であれば、没年月日の早い順に刻まれますので、教会別の刻字にはなりません。
8. 遺骨以外のものを一緒に収蔵することは出来ません。ペットの埋葬も出来ません。
9. 重大な規則違反の場合は、埋葬承認の取り消し・遺骨の撤去、その時の費用 **20,000** 円をご遺族で負担していただきます。

いつくしみ深い神よ
永遠の命を与えて下さい



カトリック教会

磯子教会、二俣川教会、港南教会、保土ヶ谷教会
4 教会共同墓地

カトリック磯子教会
共同墓地管理委員会

(2014年6月1日日改定版)